破産手続廃止

平成２７年（フ）第２６号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑6342番地の２
破産者　有限会社穴井水道工務店
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第３７７号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1921
破産者　株式会社Ｙ・Ｔ・Ｓサポート
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０４号
横浜市旭区さちが丘７番地１―104号
破産者　有限会社中村塗装
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４７７号
相模原市中央区由野台１丁目２番13号
破産者　有限会社三明商事
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第６４号
群馬県館林市近藤町178番地の865
破産者　株式会社Ｌｅａｆ
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１０２号
長野県上高井郡小布施町大字小布施741番地
破産者　株式会社栗原
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０７号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地
破産者　有限会社ブナ平ロッヂ（破産手続開始決定時の商号　有限会社ブナ平ロッジ）
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９２０号
愛知県尾張旭市南新町中畑242番地　グレース富士102号
破産者　北沢三郎こと　鄭　　三郎
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１８号
東京都中央区銀座３丁目11番19号
破産者　ロックアイランド有限会社
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００８号
愛知県豊田市三軒町８丁目18番地
破産者　株式会社ヤマ吾石油
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１００９号
愛知県日進市米野木町南山919番地４
破産者　有限会社ニットク
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５７号
兵庫県姫路市白浜町甲309番地
破産者　有限会社白浜食鮮企画
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３２号
兵庫県姫路市飾磨区玉地80番地の３
破産者　株式会社ホリオロアール
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５９号
茨城県取手市井野台３丁目26番20号
破産者　サクセス株式会社
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７１５号
東京都福生市加美平１丁目24番地19ユートリエマンション103号室
破産者　関谷　賢治
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７１６号
東京都福生市加美平１丁目24番地19ユートリエマンション103号室
破産者　関谷　美香
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４００号
新潟市東区河渡２丁目３番27号
破産者　有限会社鮨八丁堀
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５７号
三重県鈴鹿市寺家３丁目33番43号
破産者　上杉建設サービス株式会社
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５８号
三重県鈴鹿市寺家３丁目33番43号
破産者　上杉　和文
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５９号
三重県鈴鹿市寺家３丁目33番43号
破産者　上杉なをみ
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３号
三重県亀山市関内町西浦278番地の２
破産者　有限会社三泗合成
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４号
三重県四日市市西町６番５号
破産者　土井　賢一
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係